

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
公 債	10,081,195	1,537,982	30,468	95,350,529	105,462,191	1,537,982	
社 債	17,515,467	2,668,812	3,408	91,308,799	108,827,674	2,668,812	
預貯金	銀 行 預 金	71,219,296	10,850,522	662,942	6,295,396	78,177,634	10,850,522
	銀行以外の金融機関の預金	58,301,294	8,893,411	860,828	28,292,744	87,454,867	8,893,411
	その他勤務先預金等の利子	11,325,076	1,739,581	22,473	63,615	11,411,164	1,739,581
合同運用信託の収益の分配	316,761	48,435	25,645	19,896	362,302	48,435	
公社債投資信託の収益の分配等	1,779,744	266,068	—	46,931	1,826,675	266,068	
小 計	170,538,833	26,004,812	1,605,763	221,377,910	393,522,507	26,004,812	
定期積金の給付補てん金等	5,632,812	862,665	—	52,212	5,685,025	862,665	
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益	967,347	150,077	—	—	967,347	150,077	
割引債の償還差益	134,571	24,732	—	—	134,571	24,732	
計	177,273,563	27,042,286	1,605,763	221,430,122	400,309,449	27,042,286	

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	549,104,426	112,127,124	195,305,062	364,775,140	26,070,479	1,109,184,628	138,197,603
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	119	18	2,692,230	12,195,585	871,618	14,887,935	871,637
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	235,595,929	16,873,364	235,595,929	16,873,364
計	549,104,545	112,127,142	197,997,292	612,566,655	43,815,462	1,359,668,492	155,942,604

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	770,740,661	55,037,463

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給与所得	俸給・給料・賞与	千円 2,741,308,430	千円 100,623,530	千円 27,369,886,114	千円 920,007,050	千円 30,111,194,544	千円 1,020,630,579
	日雇労働者の賃金	5,912,645	87,620	94,769,512	1,662,327	100,682,157	1,749,947
	計	2,747,221,074	100,711,150	27,464,655,626	921,669,376	30,211,876,701	1,022,380,526
退職所得		266,691,123	3,558,522	470,704,753	17,075,339	737,395,876	20,633,861
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	57,277	—	57,277

調査対象等： 給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明： 1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらとの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 24,493,851	千円 4,007,465
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	154,004,627	24,435,469
	診療報酬	69,987	6,195
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	144,786,971	8,189,722
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	7,471,102	959,191
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	43,098,738	2,319,218
	契約金・賞金	3,957,014	352,741
	小 計	377,882,290	40,270,001
法第203条の2該当（公的年金等）		326,928,200	3,881,450
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		316,762,269	2,483,911
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		132,017	1,674
計		1,021,704,776	46,637,035
災害減免法により徴収猶予したもの		—	372

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	306,121	40,230
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	115,673,020	7,518,522
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	26,715,870	2,947,341
退 職 所 得	1,360,602	263,362
役 務 の 報 酬	64,485	10,101
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	13,445,424	1,262,814
著作権の使用料又はその譲渡による対価	2,062,408	192,477
貸 付 金 の 利 子	1,024,343	129,314
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	2,579,408	468,907
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	1,088,238	109,913
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	7,791,691	804,449
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	457	93
賞 金	23,322	4,438
合 計	172,135,388	13,751,961

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。